**更別村森林整備計画**

自　令和　６年 ４月　１日

 　　計画期間

至　令和１６年 ３月３１日

**北　海　道**

**更　別　村**

|  |  |
| --- | --- |
| 変更理由 | 地域森林計画に適合させるための変更 |
| 変更内容 | 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域の変更公益的機能別施業森林の整備等、その他必要な事項の文言の追加道南地区で確認されたナラ枯れ被害の防止、駆除及び予防の文言の追加 |
| 変更計画が有効となる年月日 | 令和７年4月1日から適用 |

目　　　　　　　　次

Ⅰ　伐採・造林・間伐・保育その他森林の整備に関する基本的な事項　　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

第１　伐採、造林、保育その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項　　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

　１　森林整備の現状と課題　　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

　２　森林整備の基本方針　　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

　３　森林施業の合理化に関する基本方針　　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

Ⅱ　森林整備の方法に関する事項　　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

第１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）　　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

　１　立木の伐採（主伐）の標準的な方法　　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

２　樹種別の立木の標準伐期齢　　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

３　その他必要な事項　　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

第２　造林に関する事項　　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

１　人工造林に関する事項　　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

２　天然更新に関する事項　　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

３　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項　　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

４　森林法第１０条の９第４項の伐採中止又は造林の命令の基準　　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

５　その他必要な事項　　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

第３　間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準　　　　・・・・・・・・10

１　間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法　　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

２　保育の作業種別の標準的な方法　　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

３　その他間伐及び保育の基準　　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

４　その他必要な事項　　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

第４　公益的機能別施業森林の整備等の森林の整備に関する事項　　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

１　公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法　　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

２　木材の生産機能の維持増進を図る森林の区域及び当該区域における森林施業の方法　　　　・・・・・・・・・・・12

３　その他必要な事項　　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

第５　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項　　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

１　森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針　　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

２　森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策　　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

３　森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項　　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

４　森林経営管理制度の活用に関する事項　　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

第６　森林施業の共同化の促進に関する事項　　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

１　森林施業の共同化の促進方向　　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

２　施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策　　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

３　共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項　　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

第７　作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項　　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

１　作業路網の整備に関する事項　　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

２　その他必要な事項　　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

第８　その他森林整備の方法に関して必要な事項　　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

１　林業に従事する者の養成及び確保に関する事項　　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

２　森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項　　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・16

３　林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項　　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

４　その他必要な事項　　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

Ⅲ　森林の保護に関する事項　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

第１　鳥獣害の防止に関する事項　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

１　鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

２　その他必要な事項　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18

第２　森林病害虫の駆除及び予防その他森林の保護に関する事項　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18

１　森林病害虫等の駆除及び予防の方法　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18

２　鳥獣害対策の方法（鳥獣害防止森林区域以外）　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18

３　林野火災の予防の方法　　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18

４　森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項　　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

５　その他必要な事項　　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

Ⅳ　森林の保健機能の増進に関する事項　　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

Ⅴ　その他森林の整備のために必要な事項　　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

１　森林経営計画の作成に関する事項　　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

２　森林の整備を通じた地域振興に関する事項　　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

３　森林の総合利用の推進に関する事項　　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

４　住民参加による森林の整備に関する事項　　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

５　その他必要な事項　　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

　別表１　公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域

　別表２　森林施業の方法を特定すべき森林

別表３　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域

Ⅰ　伐採・造林・保育その他森林の整備に関する基本的な事項

第１　伐採・造林・保育その他森林の整備に関する基本的な事項

１　森林整備の現状と課題

　　本村の森林面積は国有林５７１ha、民有林２，１１５haの計２，６８６haであり、本村面積（１７，６９０ha ）の１５．１％を占めています。

森林には、木材等の林産物を供給するとともに、耕地防風林による農地の保全、生活環境の保全、さらには、自然との触れあい等の諸機能を総合的かつ高度に発揮させることが求められており、適正な森林施業を積極的に推進する必要があります。

人工林については、本村において生育環境が適しているカラマツ並びにアカエゾマツを主体に植栽し、健全な生育と成長及び森林の多様な機能の向上を図るため、保育及び間伐の設定基準に基づいた森林施業を推進します。

　　天然林については、樹種はナラ類が主であり、農用地保護の貴重な資源となっているため、特に積極的施業は実施しませんが保護育成に努めます。

２　森林整備の基本方針

（１）　地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進します。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化にも配慮します。

また、近年の森林に対する村民の要請を踏まえ、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進するとともに、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進することとします。あわせて、シカ等による森林被害も含めた森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施や森林ＧＩＳの効果的な活用を図ることとします。

（２）　森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

本村における森林について、地域ごとの特性や自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案し、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じ、森林の有する公益的機能の維持増進を図るべき森林としての公益的機能別施業森林と、木材等生産機能の維持増進を図る森林（以下「木材等生産林」という。）の区域を設定します。

公益的機能別施業森林については、水源養機能の維持増進を図る森林について「水源養林」、山地災害防止機能や土壌保全機能の維持増進を図る森林について「山地災害防止林」、住民にとって快適な環境を形成する機能の維持増進を図る森林について「農村環境保全林（更別村独自ゾーン）」、保健・レクリエーション機能や文化機能の維持増進を図る森林について「保健・文化機能等維持林」の区域（以下「森林の区域」という。）を設定します。

さらに、水源養林においては、水道取水施設上部に位置し、水資源の安定供給のために特に保全が求められる森林について「水資源保全ゾーン」に、また保健・文化機能等維持林においては、河川や湖沼周辺に位置し生物多様生機能の発揮のために特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）」及び貴重な森林生態系を維持し、特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）」を、「木材等生産林」においては、森林資源の保続に配慮しつつ、多様な木材需要に応じた持続的、安定的な木材生産を可能とするため、伐採後に原則、植栽による更新を行う森林について「特に効率的な施業が可能な森林」をそれぞれの区域の中で重ねて設定します。

この森林の区域に応じた望ましい森林の姿へ誘導するため、育成単層林における適確な更新や保育・間伐の積極的な推進、広葉樹林化・針広混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の的確な保全・管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害や野生鳥獣被害等の防止対策の推進等により、発揮を期待する機能に応じた多様な森林の整備を図ることとします。

また、林道等の林内路網は、効率的な森林施業や森林の適正な管理運営に必要不可欠であり、山村地域の振興にも資することから、計画的な路網整備に努めることとします。

なお、森林の区域ごとの望ましい森林の姿並びに森林の整備及び保全の基本方針は次のとおりとします。

【森林の区域ごとの望ましい森林の姿並びに森林の整備及び保全の基本方針】

公益的機能別施業森林

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 発揮を期待する機能 | 森林の区域 | 望ましい森林の姿 | 森林の整備及び保全の基本方針 |
| 水源養機能 | 水源養林 | 下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。 | 良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る施業を推進する。 |
|  | 水資源保全ゾーン | 下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林で、多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。 | 良質な水の安定供給を特に確保する観点から、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散、植栽による機能の早期回復並びに濁水発生回避を図る施業を推進する。 |
| 山地災害防止機能／土壌保全機能 | 山地災害防止林 | 下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が差し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林。 | 災害に強い地域環境を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を推進する。また、保安林の指定及びその適切な管理を推進するとともに、渓岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止めや土留等の施設の設置を推進する。 |
| 快適環境形成機能 | 農村環境保全林（更別村独自ゾーン） | 樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。 | 地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、快適な生活環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理防風・防潮に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。 |
| 保健・レクリエーション機能文化機能生物多様性保全機能 | 保健・文化機能等維持林 | 身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。史跡、名勝や天然記念物などと一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林。原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林。 | 保健、レクリエーション利用や文化活動、生物多様性の保全を進める観点から、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業を推進する。また保健・風致等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、住民等にとって憩いと学びの場として期待される森林にあっては、自然条件や住民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。なお、史跡、名勝や天然記念物などと一体となって潤いある自然景観や歴史的風致の創出を期待される森林にあっては、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。 |
|  | 生物多様性ゾーン | 水辺林タイブ | 日射遮蔽、隠れ場形成など野生生物の生育・生息に適した森林や周辺からの土砂・濁水等の流入制御等に寄与している森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。 | 水辺における生物多様性保全の観点から、森林の保全に配慮した施業を推進するとともに、濁水発生の回避を図る施業を推進する。 |
| 保護地域タイプ | 貴重な原生的な森林生態系を構成し、希少な野生生物の生育・生息に適した森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。 | 希少な野生生物の生育・生息地確保の観点から、原生的な森林の保全や希少種の保全に配慮した施業を推進するとともに、野生生物のための回廊の確保にも配慮した生態系として重要な森林の適切な保全を推進する。 |

公益的機能別施業森林以外の森林

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 重視すべき機能 | 森林の区域 | 望ましい森林の姿 | 森林の整備及び保全の基本方針 |
| 木材等生産機能 | 木材等生産林 | 林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。 | 木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。 |
|  | 特に効率的な森林施業が可能な森林 | 特に林木の生育に適した土壌のほか、傾斜が緩やかであるなど自然条件を有し、木材として利用するうえで良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林 | 特に木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、区域設定した人工林にあっては、主伐後は原則、植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。 |

（３）　その他必要な事項

ア　長伐期施業や複層林施業による多様な森林への誘導や皆伐に伴う裸地面積の縮小及び分散を図るよう努めることとします。

イ　森林の有する公益的機能が重視される森林で風害を受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層により形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新（地表処理等）を適切に組み合わせ、樹種や林齢の異なる林分構造とすることを基本とします。

ウ　種の保存法（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律）に定める「国内希少野生動植物種」及び北海道生物の多様性の保全等に関する条例に定める「指定希少野生動植物種」並びに文化財保護法又は文化財保護条例で「天然記念物」及び「特別天然記念物」に指定されている野生生物の生息環境の保全を図るため、これらの生育・生息状況に配慮した森林施業を図るよう努めることとします。

３　森林施業の合理化に関する基本方針

　　小規模な森林所有形態や林業従事者の高齢化等の課題を克服し、低コストで効率的な森林整備を進めるとともに、安定的、効率的に木材を供給できる体制を整備するため、森林・林業・木材産業関係者等との合意形成を図りながら、委託による森林の施業または経営の実施、森林施業の共同化、林業従事者の養成及び確保等について、計画的かつ総合的に推進することとします。

Ⅱ　森林整備の方法に関する事項

第１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

　　　立木の伐採については、Ⅰの２「森林整備の基本方針」を踏まえ、森林の有する多面的機能の維持増進を図るため、適切な森林施業の方法により、立木を伐採することとします。

１　立木の伐採（主伐）の標準的な方法

（１）　立木の伐採のうち主伐については更新を伴う伐採であり、その伐採方法別の留意点については次によることとします。

ア　皆伐

皆伐については、主伐のうちイの択伐以外のものとします。

皆伐にあたっては、気候、地形、地質、土壌等の自然的条件及び森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ適切な伐採区域の形状、一箇所あたりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ることとします。

なお、一箇所あたりの伐採面積は原則として２０haを超えないこととし、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散に努めることとします。

イ　択伐

択伐は、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であり、単木、帯状または樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合となるよう伐採することとし、原則として材積にかかる伐採率が３０％以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては４０％以下）となるよう行うこととします。

なお、択伐にあたっては適切な伐採率により一定の立木材積を維持することとし、森林の有する多面的機能の維持増進を図るよう努めることとします。また、天然更新を前提とする場合は、現地の自然条件や更新を期待する樹種の特性などを勘案し、母樹の保存、種子の結実や飛散状況、天然稚樹の生育状況等にも配慮して行うこととします。

（２）　主伐にあたっては、伐採跡地が連続するような場合には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を間に確保し、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に留意することとします。また、伐採の対象とする立木は標準伐期齢以上であることを目安として選定することとします。

　　また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等にあたっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとします。

（３）　伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案　して伐採を行うこととします。特に伐採後の更新を天然更新とする場合、母樹の保存、種子の結実や飛散状況、天然稚樹の生育状況等に配慮することとします。なお、劣悪な自然条件により更新を確保するため伐採の方法を特定する必要のある森林においては、択伐等適確な更新に配慮した伐採方法とします。

（４）　複層林施業の主伐を行う場合は、上層木の樹冠層を保残するよう留意し、森林を構成している樹種や林分構造等を勘案するとともに下層木に十分な光が当たるよう、適切な伐採率及び繰り返し期間をもって行うこととします。

２　樹種別の立木の標準伐期齢

　　本村における立木の標準伐期齢は、標準的な立地条件にある森林の平均成長量が最大となる林齢を基準に、次のとおり定めます。なお、標準伐期齢は地域の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、定めた林齢に達した時点での森林の伐採を促すものではありません。

また、標準伐期齢は森林経営計画の実施基準や保安林等における伐採規制等の指標に用いられます。

|  |  |
| --- | --- |
| 樹種 | 林齢 |
| 人工林 | エゾマツ・アカエゾマツ | 60 |
| トドマツ | 40 |
| カラマツ（グイマツとの交配種を含む） | 30 |
| その他針葉樹 | 40 |
| カンバ・ドロノキ・ハンノキ（天然林を含む） | 30 |
| その他広葉樹 | 40 |
| 天然林 | 主として天然下種によって生立する針葉樹 | 60 |
| 〃　　　　　　　　　　　広葉樹 | 80 |
| 主としてぼう芽によって生立する広葉樹（注） | 25 |

　　　　（注）「主としてぼう芽によって生立する広葉樹」とは、薪炭材、ほだ木等の原木生産を目的と

して、ぼう芽によって更新を図る広葉樹をいいます。

３　その他必要な事項

1. 木材等生産林に関する留意事項

ア　適切な人工林資源の循環利用を維持するため、高齢級間伐等も取り入れた長伐期施業も取り入れ、資源の平準化を図ることとします。

なお、長伐期施業を実施する林分の選定にあたっては、地位が高く、間伐による適切に密度管理を行ってきた箇所や風雪害が少ない地域を選択するなど、長伐期施業の導入が可能な林分であるかを判断しながら進めることとします。

イ　林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、渓流周辺等の生物多様性の保全などのために必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとします。

ウ　次の地域は林地崩壊や生態系のかく乱などにつながるおそれがあり、また伐採後の更新が困難なことから、皆伐を行わないよう努めることとします。

（ア）　健全な更新が困難な湿地・風衝地・岩石地等

（イ）　土砂の流出や崩壊が発生するおそれがある急傾斜地・石礫地・沢沿い等

（ウ）　野生生物の生息・生育の場の提供、水質浄化、土砂や濁水の流入制御等の機能を持つ河川や湖沼周辺の水辺林等

 　 エ　伐採作業等に伴う立木への損傷は、将来的に腐朽菌被害の発生につながるおそれが高いことから、伐採等にあたっては、必要に応じて保護板（あて木）を設置するほか、機械の林内走行の範囲を森林作業道・集材路に限定するなどにより、伐採しない立木への損傷をできる限り減らす作業に努めることとします。

オ　伐採等にあたっては、降雨等による土砂や汚濁水の流出防止に努めるとともに、伐採作業の途中であっても大雨が予想される場合等には、必要に応じて集材路等に排水路を作設するなど、浸食防止に努めることとします。

なお、水道取水施設の上流で造材を行う場合等で、降雨等により河川の汚濁が懸念される場合は、伐採や搬出を冬期間に行うなど、実施時期や方法に配慮することとします。

また、特に河川周辺で造材を実施する場合は、増水時に枝条や残材等が流出して流木被害の一要因とならないよう、十分に留意することとします。

カ　特色ある森林景観や野生生物の生育・生息環境の保全に配慮した伐採を行うこととします。

特に、クマゲラ、シマフクロウ及びクマタカの希少鳥類等について、営巣木が確認された場合、その営巣木の位置や営巣期間等に配慮し、伐採の内容や伐採の時期の調整を行うこととします。

また、地域にとって重要で特色ある防風林は、耕作地の保全や農村景観・生活環境の維持のほか、野生生物の生息場所や移動経路としての生物多様性保全機能の役割も担っていることから、これらの多面的機能を高度発揮させるために防風林の連続性が保たれるよう配慮します。

キ　集材路とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいい、規格は森林作業道と同等かそれ以下とします。土場とは、集材路を使用して木材等を搬出するため、木材等を一時的に集積し、積込みの作業等を行う場所とします。

第２　造林に関する事項

１　人工造林に関する事項

　　Ⅰの２の森林整備の基本方針を踏まえ、適切な森林整備方法により、人工造林をすることとします。

（１）　人工造林の対象樹種

ア　人工造林の対象樹種は、気候、地形、地質、土壌等の自然条件への適合、樹種の特質、既往の成林状況など適地適木を基本とし、地域における造林種苗の需給動向、木材需給等にも配慮することとし、苗木の選定については、成長に優れた特定苗木等の積極的な使用に努めることとし、次表のとおり定めます。

なお、その他郷土樹種及び定めた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な樹種を選定することに努めることとします。

|  |
| --- |
| 人工造林の対象樹種 |
| カラマツ、トドマツ、エゾマツ、アカエゾマツ、グイマツ（雑種F1を含む）、カンバ類、ミズナラ、ヤチダモ、ハルニレ、カツラ、ハンノキ、その他郷土樹種 |

イ　多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含め、樹種の選定は幅広く検討します。

特に河川沿いについては河川の水質浄化や落葉等による有機物の供給などが期待できることから、広葉樹の積極的な植栽に努めることとします。

なお、山腹崩壊の危険性の高い急傾斜地や沢沿いについては、カツラやミズナラ等、深根性で根系の支持力が大きい樹種の植栽について検討することとします。

ウ　育成複層林へ誘導する林分については、樹種の耐陰性や既往の成林状況、自然条件等を勘案し、

造林樹種を選定することとします。

エ　カラマツ人工林については、資源の保続及び健全な林業経営を図るため、伐採後の着実な造林を推進するとともに、カラマツの積極的な植栽及び優良な苗木の確保に努めることとします。

（２）　人工造林の標準的な方法

ア　育成単層林を導入または維持する森林

（ア）　寒風害等の気象害や病虫害に考慮し、保護木・保護樹帯の配置、同一樹種の大面積造林の回避など、多様な森林の整備に配慮して行うこととし、適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候、地形、地質、土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽することとします。また、効果的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとします。

特に、水源養林、山地災害防止林にあっては、林地の安定化を目的とした無立木地への植栽を積極的に行うこととします。

（イ）　効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業についても努めることとします。

（ウ）　地拵えは、それぞれの地域の自然条件、植生及び過去の野ねずみ被害の状況等を考慮した上で、全刈りまたは筋刈りにより行うこととします。

　　　なお、土砂の流出が懸念される急傾斜地等の場合は、全刈りを避け、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分に留意することとします。

（エ）　植栽時期は次のとおり春または秋植えとしますが、乾燥時期を避け、必要に応じて植え穴を大きくして植え付けるなど、苗木の活着と成長が十分図られるよう行うこととします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 植栽時期 | 樹種 | 植栽時期 |
| 春植え | トドマツ、アカエゾマツ | ～６月１０日 |
| その他 | ～５月３１日 |
| 秋植え | 全樹種 | 9月中旬～11月上旬 |

　　　（オ）　コンテナ苗は、裸苗に比べ植栽が可能となる期間が長いことから、必ずしも第２の１の（２）のアの（エ）の時期によらないものとしますが、自然・立地条件等を十分に考慮し、確実な成林が期待できるよう植え付け時期の配慮に努めることとします。

（カ）　植栽本数は次の主要樹種の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案して仕立ての方法別に定めることとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討することとします。

なお、周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘案し、森林の有する多面的機能の高度発揮とともに植栽コストの低減を図る場合には、次表に関わらず本数の低減を積極的に検討することとします。

特に、初期成長が早く、通直性や耐そ性も優れたクリーンラーチ等を植栽する場合は、植栽本数の低減に努めることとします。植栽本数の低減にあたっては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた植栽設計を検討することとします。

また、周囲に樹冠が十分発達した母樹があり、天然更新も期待できる林分にあっては、天然更新木の積極的な活用を検討することとします。

【植栽本数】 　　　　　　　 単位　本／ha

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 樹種 |
| カラマツ | トドマツ | アカエゾマツ | その他針 | 広葉樹 |
| 密仕立て | 2,500 | 2,500 | 2,500 | 2,500 | 3,000 |
| 中庸仕立て | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,500 |
| 疎仕立て | 1,500 | 1,500 | 1,500 | 1,500 | 1,500 |

（キ）　効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用についても努めることとします。

なお、コンテナ苗の植栽時期については、第２の１（２）ア（エ）の時期によらないものとしますが、自然・立地条件等を十分に考慮し、適期での植え付けとなるように努めることとします。

イ　育成複層林を導入または維持する森林

下層木の成長に必要な照度を常に確保することとします。植栽により更新を確保する場合には、上層木の枝下部への植栽を避けることとし、植栽本数については、標準的な植栽本数に上層木の材積伐採率を乗じた本数以上を基本とします。

【複層林の導入に伴う植栽本数の例】

|  |
| --- |
| カラマツ林で材積率３０％の択伐を行い、カラマツを植栽して複層林とする。↓カラマツの標準的な植栽本数がhaあたり２，０００本とすると、　　　２，０００×０．３＝６００となり、カラマツをhaあたりおおむね６００本以上植栽することとなります。 |

（３）　伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して２年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

択伐による部分的な伐採跡地については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

なお、天然更新による場合は第２の２（３）で定めます。

２　天然更新に関する事項

（１）　天然更新の対象樹種

天然更新は、気候、地形、地質、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が見込まれる森林において行うこととし、対象樹種を次のとおり定めます。

|  |
| --- |
| 天然更新の対象樹種 |
| 天然下種更新：イタヤカエデ、カンバ類、シナノキ、ハリギリ、ハンノキ類、ミズナラ、ヤチダモなど高木性の樹種ぼう芽更新：イタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラなど高木性でぼう芽性の強い樹種 |

（２）　天然更新の標準的な方法

ア　天然更新の完了の判断基準

第２の２（３）で定める天然更新をすべき期間内に、天然に発生した稚幼樹の成立が確実に見込める樹高成長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50㎝程度の余裕高を加えた樹高となった高木性樹種（注１）の稚幼樹等（注２）が、幼齢林（注３）にあっては成立本数が立木度（注４）３以上、幼齢林以外の森林にあっては林地面積（注５）に対する疎密度が３０％以上となった状態をもって更新完了とします。

　また、ぼう芽更新の場合は、切株から発生したぼう芽幹の生育が確実に見込める伸長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50ｃｍ程度の余裕高を加えた樹高となった状態で、幼齢林にあっては成立本数が立木度３以上、幼齢林以外の森林にあっては林地面積に対する疎密度が３０％以上となった状態をもって、更新完了とします。ただし、林地内で更新の状況が異なる場合は区画を分割し、それぞれの区画に対して判断を行うこととします。

天然更新をすべき期間内に完了の判断基準を満たさない場合は、天然更新補助作業又は植栽に

より更新を図ることとします。

また、更新の方法を変更して人工造林により更新を行う場合は、「人工造林の標準的な方法」において樹種ごとに定められた標準的な本数を植栽することとします。なお、天然更新の完了を確認する方法の詳細については、「天然更新完了基準書の制定について（平成２４年５月１５日付け森林第１１１号森林計画課長通知）」によることとします。

（注１）　高木性樹種とは、将来において樹冠上層部を形成する樹種で、かつ樹高が１０ｍ以上になる樹種です。

1. 稚幼樹等とは、稚幼樹のほか、保残木及びぼう芽を含みます。
2. 幼齢林とは、伐採後おおむね１５年生未満の森林をいいます。
3. 立木度とは、幼齢林において、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数（天然更新すべき本数の基準）との対比を十分率であらわしたもので、立木度３は期待成立本数の３割が更新した状態をいいます。なお、伐採後５年を経過した林分における天然更新の対象樹種の期待成立本数は、別途、北海道が定める「天然更新の完了の判断基準」によるものとします。

|  |
| --- |
| 立木度＝現在の林分の本数／当該林分の期待成立本数×10 |

（注５）　林地面積とは、更新完了の判断を行う区画の面積です。

(注６)　「天然更新をすべき期間が満了した日における期待成立本数」

　　　　　　　　広葉樹 針葉樹(中層、下層は広葉樹に準じる)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 階層 | 期待成立本数　　　 |  |
| 上層 |  300本/ha |
| 中層 | 3,300本/ha |
| 下層 | 10,000本/ha |

|  |  |
| --- | --- |
| 階層 | 期待成立本数 |
| 上層（カラマツ） | 300本/㏊ |
| 上層（その他の針葉樹） | 600本/㏊ |

　　　　　　　上層:母樹になりうる前生樹で、樹冠が大きく成長した壮齢林、老齢林(天然林の標準伐期齢)

　　　　　　 　中層:伐採後に更新したと考えられるもののうち、樹種特性上初期成長が早い樹種及び前生樹な

　　　　　　　　　　どで上層木より樹冠面積の小さいもの

　　　　　　 　下層:中層木よりも樹冠面積の小さいもの

イ　天然更新補助作業の標準的な方法

天然下種により更新を確保する場合、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所については、かき起こしや枝条整理等を行うこととし、ササなどの下層植生により天然稚幼樹の生育が阻害されている箇所については、刈出しを行うこととします。

また、ぼう芽により更新を確保する場合は、樹液の流動期（６～８月）を避けて伐採することとし、ぼう芽の発生状況等を考慮の上、必要に応じ芽かきまたは植え込みを行うこととします。いずれの箇所も定期的に更新の状況等を確認し、必要に応じ補植等を行い更新を確保することとします。

なお、かき起こしの実施にあたっては、林地の保全に十分留意することとし、更新が不十分な箇所については、補植等を行って更新を確保することとします。

（３）　伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地における林地の荒廃を防止する観点から、皆伐、択伐に関わらず原則として伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年以内に更新を完了させることとします。

期間内に更新が完了しなかった場合は、速やかに更新を図る観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して７年を経過する日までに天然更新補助作業又は植栽により更新を行うこととします。

３　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

　（１）　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

主伐後の適確な更新を図るため、次の森林については原則として「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」とし、植栽により更新を図ることとします。

なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準及び区域は、自然条件や森林の有する機能の早期回復に対する地域住民等からの社会的要請などを勘案し、別表３のとおり指定します。

①　気候、地形、地質、土壌等の自然条件及び植生等により天然更新が期待できない森林

　　なお、天然更新が期待できない森林は、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100ｍ以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本として定めます。

②　水源養機能の早期回復が特に求められる水資源保全ゾーンの森林

なお、天然更新が期待できない森林を指定する場合は、ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な稚幼樹や後継樹の生育状況、林床や地表の状況、病虫獣などの被害の発生状況、当該森林及び近隣における主伐箇所の天然更新の状況などを勘案することとします。

また、次の箇所は植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域には含めないこととします。

①　保安林等の制限林内で施業方法が定められている森林

②　保健機能森林の区域内における森林保健施設の設置が見込まれる森林

③　公益的機能別施業森林の区域で別途更新の方法が定められている森林

④　湿地、風衝地、岩石地等で更新が著しく困難な森林

⑤　ぼう芽性の強い広葉樹で構成される人工林

４　森林法第１０条の９第４項の伐採中止又は造林の命令の基準

（１）　更新に係る対象樹種

ア　人工造林の場合

第２の１（１）によることとします。

イ　天然更新の場合

第２の２（１）によることとします。

（２）　生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

第２の２（２）における「５年生の天然更新の対象樹種の期待成立本数」によることとします。

５　その他必要な事項

　伐採跡地等が放置されないようにするため、森林組合等と連携して森林経営に意欲的な者に伐採跡地等の取得を促すなど、林地流動化の取組を通じて、伐採跡地等への植林を推進します。

第３　間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

１　間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

　　間伐は、林冠がうっ閉し、林木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採するもので、伐採後一定の期間内に林冠がうっ閉するよう適切な伐採率により繰り返し行うこととします。

また、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持され、根の発達が促されるよう、適切な伐採率により繰り返し行うこととします。特に高齢級の森林における間伐にあたっては、立木の成長力に留意することとします。

なお、主要樹種ごとの標準的な間伐の時期等の目安については、次表のとおりとします。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 樹種（生産目標） | 施業方法 | 間伐の時期（林齢） | 間伐の方法 |
| 初回 | ２回 | ３回 | ４回 | ５回 |
| カラマツ（一般材）【グイマツとの交配種を含む】 | 植栽本数：2,000本／ha仕立て方法：中庸仕立て主伐時の設定：350本／ha | １６ | ２３ | ３１ | ３９ |  | ・選木方法：定性及び列状・間伐率（材積率）：20～35%・標準伐期齢未満の森林における間伐間隔：7年・標準伐期齢以上の森林における間伐間隔：8年 |
| トドマツ（一般材） | 植栽本数：2,000本／ha仕立て方法：中庸仕立て主伐時の設定：400本／ha | １５ | ２２ | ２９ | ３６ |  | ・選木方法：定性及び列状・間伐率（材積率）：20～35%・標準伐期齢未満の森林における間伐間隔：7年 |
| アカエゾマツ（一般材） | 植栽本数：2,000本／ha仕立て方法：中庸仕立て主伐時の設定：400本／ha | ２０ | ３０ | ４０ | ５０ | ６０ | ・選木方法：定性及び列状・間伐率（材積率）20～35％・標準伐期齢未満の森林における間伐間隔：10年 |

※　「カラマツ間伐施業指針」、「トドマツ人工林間伐の手引き」、「アカエゾマツ人工林施業の手引き（（地独）北海道立総合研究機構林業試験場発行）」などを参考とした。

※　植栽本数、主伐時の生産目標及び仕立て方法、主伐後の施業方針等により、間伐時期が異なる場合がある。

２　保育の作業種別の標準的な方法

　　保育の標準的な方法及び主要樹種ごとの標準的な実施の時期等は次のとおりとします。

（１）　下刈り

植栽木の成長を阻害する草本植物等を除去し、植栽木の健全な育成を図るため、特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うこととし、その終期は造林樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断することとします。

（２）　除伐

下刈りの終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、侵入木や通常の成長が見込めない若しくは形質の悪い造林樹種などを除去し、植栽樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に行うこととします。

なお、植林樹種以外であっても、その生育状況や森林の有する多面的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘案し、有用なものは保存し育成の対象とすることも検討します。

（３）　つる切り

育成の対象となる林木の成長を促すため、樹幹に巻き付いたつる類を切って除去することとし、除伐と併せて行うことを基本とし、つる類の繁茂状況に応じて行うこととします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 作業種別 | 樹種 | 年 |
| 1 | ２ | ３ | ４ | ５ | ６ | ７ | ８ | ９ | 10 |
| 下刈り | カラマツ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| トドマツ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| アカエゾマツ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

　注）下刈りは、現地の状況に応じて、省略や隔年での実施、早期の終了を検討すること。

年２回の下刈りは、植栽木と下層植生の競合状態などを把握した上で、必要な場合のみ実施すること。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 樹種 | 年植栽時期 | １１ | １２ | １３ | １４ | １５ | １６ | １７ | １８ | １９ | ２０ |
| カラマツ | 春 | △ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 秋 |  | △ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| トドマツ | 春 |  |  |  | △ |  |  |  |  |  |  |
| 秋 |  |  |  |  | △ |  |  |  |  |  |
| アカエゾマツ | 春 |  |  |  |  |  | △ |  |  |  |  |
| 秋 |  |  |  |  |  |  | △ |  |  |  |

　△：つる切り・除伐

※カラマツにはグイマツとの交配種を含む。

３　その他間伐及び保育の基準

該当なし

４　その他必要な事項

木材等生産林においては、森林の健全性を確保し利用価値の向上を図るため、適切な間伐及び保育を実施することとします。特に枝打ちについては、生産目標及び立木の生育状況に応じて適切な時期及び枝打ち高により積極的に行うこととします。

また、保育コストの低減を図り、労働災害の防止に資するため、緩傾斜地など機械による作業に適した条件にある森林については、高性能林業機械の導入や列状間伐を推進することとします。

第４　公益的機能別施業森林の整備等の森林の整備に関する事項

１　公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

　　　公益的機能別施業森林は、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための施業を積極的かつ計画的に推進すべき森林で、その区域及び当該区域内における森林施業の方法は次のとおりです。

（１）　水源の養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源養林）

ア　区域の設定

水源養保安林及び干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、渓流等の周辺に存する森林、水源養機能の評価区分が高い森林など、水源の養の機能の維持増進を図る森林を別表１のとおり定めます。

イ　森林施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとし、当該森林施業を推進すべき森林を別表２のとおり定めます。

（２）　土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

　ア　区域の設定

（ア）　土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図る森林（山地災害防止林）

　　　　　　　土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や砂防指定地周辺、山地災害危険地区、その他山地災害の発生により人命や人家等施設への被害の恐れのある森林、その他山地災害防止・土壌保全機能の評価区分が高い森林など、山地災害防止機能及び土壌保全機能の維持増進を図る森林を別表１のとおり定めます。

（イ）　快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林（農村環境保全林（更別村独自ゾーン））飛砂防備保安林、潮害防備保安林、防風保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や騒音・粉塵等の影響を緩和する森林、その他快適環境形成機能の評価区分が高い森林など、快適な環境の形成機能の維持増進を図る森林を別表１のとおり定めます。

（ウ）　保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林

（保健・文化機能等維持林）

　　　　　　　保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡、名勝、天然記念物に係る森林、キャンプ場、森林公園等の施設を伴う森林、史跡等と一体となりすぐれた自然景観等を形成する森林、その他保健文化機能の評価区分が高い森林など、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林を別表１のとおり定めます。

イ　森林施業の方法

　　　地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地の縮小並びに回避を図るとともに、天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業の推進を図ることとします。

　　公益的機能の維持増進を特に図るための施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定め、それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

　　また、適切な伐区の形状・配置等により伐採後もこれらの機能が確保できる森林については長伐期施業を推進すべき森林として定め、主伐の時期を標準伐期齢の概ね２倍以上とし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ります。

　　なお、保健文化機能の維持増進を図るための施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林については、風致の優れた森林の維持または造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する施業を行う森林として定めます。

　　それぞれの森林の区域については別表２のとおりとします。

２　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

（１）　区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など、木材の生産機能の維持増進を図る森林を別表１のとおり定めます。

このうち、林地生産力や傾斜等の自然条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域を定めることとします。

なお、公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、重複を認めるものとし、森林の有する公益的機能の発揮に支障が生じないよう定めるものとします。

また、木材等生産機能の維持増進を図る森林については、森林の有する公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材などの生産が可能となる資源構成となるよう、計画的な主伐と植栽による確実な更新に努め、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち人工林においては、原則として植栽による更新を行うこととします。

（２）　森林施業の方法

木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、伐採時期の多様化を図るなどの利用目的に応じた時期で伐採することとし、人工林の主要な樹種の標準的な主伐時期については、次表を目安とします。

また、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。

特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち人工林においては、原則として植栽による更新を行うこととします。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 樹種 | 主伐時期 | 仕立て方法 | 生産目標 |
| カラマツ【グイマツとの交配種を含む】 | 50年 | 中庸仕立て | 一般材生産・38cm |
| トドマツ | 50年 | 中庸仕立て | 一般材生産・30cm |
| アカエゾマツ | 70年 | 中庸仕立て | 一般材生産・30cm |

３　その他必要な事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 森林の区域 | 区域の設定 | 施業の方法 |
| 水資源保全ゾーン（設定なし） | 水源養林のうち、属地的に水源養機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、水道取水施設等の集水域及びその周辺において、特に水資源保全上重要で伐採の方法等を制限する必要があると認める森林について、それぞれの森林に関する自然的条件及び社会的条件、地域の要請を踏まえ、林小班単位で定めます。特に北海道水資源の保全に関する条例（平成２４年北海道条例第９号）第１７条の規定に基づく水資源保全地域に指定される森林について林班単位で定めます。 | 水源養林における森林施業を基本としますが、更なる伐採面積の縮小に努めるものとし、森林経営計画の実施基準として伐採面積の規模の縮小を行うべき森林を定めます。また、特に急傾斜地等の土砂崩落、又は流出するおそれのある森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めます。施業の実施にあたっては、森林作業道や集材路等の敷設や重機使用に伴う河川・湖沼への土砂流出の防止が図られるよう特に配慮するものとします。伐採跡地については早期に確実な更新を図るものとします。 |
| 生物多様性ゾーン（設定なし） | 水辺林タイプ | 　保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、中でも生物多様性への配慮が求められる水辺林、周囲からの土砂や濁水等の流入により生態系に影響を与える恐れのある水辺林、地域で生物多様性の維持増進に取り組んでいる水辺林等、市町村が特に保全が必要と認める水辺林について、河川の両岸・湖沼周辺から原則２０ｍ以上の区域を小班単位又は小班の一部について定めます。 | 保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めます。施業の実施にあたっては、作業路・集材路は極力既設路線の使用に努め、集材路や重機の使用にあたっては土砂流出等を最小限に抑えるようきめ細かな配慮を行うなど、伐採及び造材に伴う地表かく乱を最小限に抑えるものとします。 |
| 保護地域タイプ | 保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、他の法令や計画等により既に保護地区として設定されている森林のほか、市町村が特に保護地域として保全が必要と認める森林について林小班単位で定めます。 | 保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めます。また、伐採等による環境変化を最小限に抑えることを最優先し、森林の保護を図るものとします。 |

第５　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

１　森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

　　　本村における一般民有林の森林所有者は、５ha以下の森林を所有する小規模森林所有者が全所

有者数の８４％、その所有面積は４２１haとなっています。これは本村の一般民有林面積の２１％を占めるものであります。また、一般民有林のうち人工林が１，６１８haあり、保育や間伐または主伐を行うにあたっては施業の集約化によるコスト低減、また木材の安定供給にも配慮する必要があります。

このため森林組合やその他林業事業体による森林経営の受託や林地流動化の促進により、森林経営の規模拡大を促進します。

２　森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策

　　　委託を受けて行う森林の施業または経営の実施等を図るため、施業集約化と長期施業受委託等に必要な森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進めることとします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産税情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進することとします。あわせて、航空レーザ測量等により整備した森林資源情報の公開を促進し、面的な集約化を進めることとします。このほか、施業集約化等を担う森林施業プランナーの育成を進めることとします。

３　森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

　　森林の施業または経営を受託する際には、受託者である森林組合や林業事業体と森林所有者が森

林経営受委託契約を締結することとします。

なお、森林経営受委託契約においては、森林経営計画の計画期間内において、受託者自ら森林の経営を行うことができるよう造林・保育及び伐採に必要な育成権が付与されるようにすることに加え、森林経営計画が、施業を行う森林のみならず当面の施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意します。

また、森林経営計画の実行・監理に必要な路網の設置及び維持運営に必要な権原や、森林整備に要する支出の関係を明確化するための条項を適切に設定することに留意します。

４　森林経営管理制度の活用に関する事項

　　林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、市町村を介して森林所有者が自ら林業経営を行えない森林を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで林業経営の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、市町村が自ら経営管理を行うことができるように図るなど、森林経営管理制度の活用に努めることとします。

　　また、森林経営管理制度に基づく意向調査については、森林調査簿や林地台帳を基に経営管理が行われていないと思われる森林を対象として実施し、森林所有者が責務を果たすよう森林経営計画の作成を促進します。

第６　森林施業の共同化の促進に関する事項

１　森林施業の共同化の促進方向

　本村の森林所有者のほとんどが兼業であり、かつ、不在村森林所有者も多いため、その生産活動は小規模分散的になっています。集団化が可能な地域にあっては、村・森林組合等が普及啓蒙活動等を通じて森林施業を共同化して行うために森林所有者の合意形成に努め、共同施業の連携を図ります。森林整備計画に則した森林所有者間の施業実施協定の締結を促進するとともに、不在村森林所有者が多い地域にあっては、所有者に対し啓蒙活動を強化しながら適正な森林施業の確保に努めることとします。

また、共同化を促進するために、村、十勝総合振興局森林室、森林組合等地域に密着した機関により指導活動を強化します。

２　施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

　　　該当なし

３　共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

　　　森林所有者等が共同して森林施業を実施する際は、次の内容に留意することに努めることとします。

・　共同して森林施業を実施する者は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にすること。

・　共同して森林施業を実施する者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、種苗その他共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にすること。

・　共同して森林施業を実施する者の一人が上記により明確にした事項について遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にすること。

第７　作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

１　作業路網の整備に関する事項

（１）　効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム並びに作業路網等整備とあわせて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

ア　路網密度の水準及び作業システム

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について、次のとおり定めます。

単位　路網密度：m／ha

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 作業システム | 路網 | 密度 |
| 基幹路網 |
| 緩傾斜地（ 0°～ 15°） | 車両系作業システム（注１） | 110以上 | 35以上 |
| 中傾斜地（15°～ 30°） | 車両系作業システム | 85以上 | 25以上 |
| 急傾斜地（30°～　） | 架線系作業システム（注２） | 20＜15＞以上 | 20＜15＞以上 |

　　　（注１）「車両系作業システム」とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材

を集積、運搬するシステム。グラップル、フォワーダ等を活用。

　　　（注２）「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移

動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤーダ等を活用。

（注３）『急傾斜地』の＜＞書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度

なお、本表は木材搬出予定箇所で路網を整備する際の目安として適用するものであり、施業を行わない箇所、伐採や搬出を伴わない施業（造林、保育）を行う箇所に適用するものではありません。

作業システムについては、間伐等の素材生産の低コスト化及び高効率化を図るために、高性能林業機械の性能を最大限に発揮させることに主眼を置いた労働生産性の向上が不可欠となります。

このため、機械の性能に応じ一定規模以上の事業量の安定的な確保や、機械作業に適合した高密度の路網、工程全体を通じて生産性が高まるような人員や機械の配置など、地域においてそれらを総合的に組み合わせた低コスト作業システムを構築していく必要があります。

特に作業全体の効率性を左右する木寄せ・集材工程の効率化を図ることが重要であることから、次の表を目安として主にグラップル、フォワーダ等の車両系林業機械に適合させる形で、輸送距離や輸送量を勘案し、路網をそれぞれの役割に応じて組み合わせ、傾斜等に応じた密度により適切に配置することとします。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 傾斜区分 | 伐倒 | 集材《木寄せ》 | 造材 | 巻立て |
| 緩傾斜地(0°～15°) | フェラーバンチャ | トラクタ【全木集材】 | ハーベスタ・　プロセッサ | グラップルローダ |
| 《グラップルローダ》 | （ハーベスタ・プロセッサ） |
| フェラーバンチャ | スキッダ【全木集材】 | ハーベスタ・　プロセッサ | グラップルローダ |
| （ハーベスタ・プロセッサ） |
| ハーベスタ | トラクタ【全幹集材】 | ハーベスタ | グラップルローダ |
| 《グラップルローダ》 | （ハーベスタ） |
| ハーベスタ | フォワーダ【短幹集材】 | （ハーベスタ） | （フォワーダ） |
| 中傾斜地(15°～30°) | チェーンソー | トラクタ【全木集材】 | ハーベスタ・　プロセッサ | グラップルローダ |
| 《グラップルローダ》 | （ハーベスタ・プロセッサ） |
| 急傾斜地(30°～) | チェーンソー | スイングヤーダ【全幹集材】 | チェンソー | グラップルローダ |
| ハーベスタ・　プロセッサ | （ハーベスタ・プロセッサ） |

　　※（　）は、前工程に引き続き同一樹種により実施する工程について記載。

　　※【　】は、集材方法。

　　※集材《木寄せ》工程において、グラップルローダ（全幹）を集材に活用している事例がある。

（２）　作業路網の整備及び維持運営に関する事項

　　ア　基幹路網に関する事項

　　　（ア）　基幹路網の作設にかかる留意点

　　　　　　安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の林道の整備を図る観点等から、林道、林業専用道及び森林作業道の整備にあたっては、それぞれ林道規程（昭和４８年４月１日付け林野道第１０７号林野庁長官通知）、北海道林業専用道作設指針（平成２３年３月３１日付け森計第１２８０号北海道水産林務部長通知）及び北海道森林作業道作設指針（平成２３年３月３１日付け森整第１２１９号北海道水産林務部長通知）により開設することとします。

　（イ）　基幹路網の整備計画

　　　　　　　該当なし

イ　路網整備等推進区域の設定

　　　　該当なし

（３）　基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成１４年３月２９日付け林整整第８８５号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成８年５月１６日８林野基第１５８号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理することとします。

２　その他必要な事項

　　該当なし

第８　その他森林整備の方法に関して必要な事項

１　林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

（１）　労働条件等の改善に関する事項

　　　　本村の林家の大部分は小規模所有者であり、生産性も低く、また、農業との兼業がほとんどであり、林業のみで生計を維持している者はいない状況にあります。

　　　　従って、森林施業の共同化及び合理化を進めるとともに、農業との共生による林業経営の健全化及び安定化を目標とし、作業条件の整備等による生産コストの低減及び労働強度の低減を図ることとします。

　　　　また、本村の林業従事者は、森林組合、会社等に雇用されている季節雇用であり、人員不足及び高齢化の傾向にあります。

　　　　このため、安定的な就労の場の確保、労働条件の改善等により若年労働者の新規参入の促進、研修機会の充実による技術・技能の向上を図ります。

（２）　林業事業体の経営体質強化

　　　　　北海道では、伐採跡地の増加、粗雑な施業が見受けられること及び労働災害等の発生率が高いことが課題となっています。

　　　　　このため、北海道では、森林整備等を行う林業事業体の基本的情報等を登録し、公表する「北海道林業事業体登録制度」が創設されました。

　　　　　本村においても、森林整備等を林業事業体に委託して実施するにあたり、適切な森林施業を行い、労働安全衛生管理に努める登録林業事業体の活用に努めます。

２　森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

（１）　林業機械の促進方向

　　　　　将来の森林資源に対する生産供給体制の整備と森林施業の合理化を図るため、緩傾斜地における林内作業では、チェーンソーと、トラクタによる作業システムに加え、ハーベスタによる伐倒、枝払い、玉切り作業とフォワーダによる短幹集材作業のシステムを活用するなど、高性能林業機械による効率的な作業システムの普及及び定着を図るものとします。

 　　　　また、高性能林業機械の導入及び効率的な利用について取り組むものとします。

（２）　高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 現状（参考） | 将来 |
| 伐倒 | チェーンソーハーベスタスキッタ | チェーンソーハーベスタローダスキッタ |
| 造材 |
| 集材 |
| 造林保育等 | 地拵 | チェーンソー刈払機 | チェーンソー刈払機リモコン自動枝打機 |
| 下刈 |
| 枝打ち |

（３）　林業機械の促進方策

林業機械の促進方策は、次のとおりとします。

ア　森林組合によるタワーヤーダ、プロセッサ等の高性能林業機械の活用

イ　森林組合を中心とした枝打ち作業等による森林施業の機械化を推進

ウ　間伐の早急な実施を推進するため、森林組合の林内作業車、集材機等の導入

エ　林業労働力確保支援センター等が実施する高性能林業機械のオペレータ育成研修会等への積極的な参加

オ　地域が一体となった安定的事業量の確保等を推進し、林業における安全性の確保及び生産コストの低減を推進する。

３　林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

地域の森林・林業、木材産業等の活性化及び木材自給率の向上を図るためには、地域で生産された木材を地域で消費する「地材地消」の推進が重要であり、地域材の利用に向けた住民への普及啓発活動等による需要促進に努め、また、公共建築物等において木材・木製品の積極的な利用を図ることに努めることとします。

また、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22 年法律第36 号）に基づき、北海道が策定した「北海道地域材利用推進方針」（平成23年3 月策定）に即して建築物等において積極的に木材、木製品を利用するほか、建築材をはじめ、木質バイオマスエネルギーへの活用など、幅広い用途での地域材の利用の促進と、地域材を低コストで安定的に供給するため、木材流通の合理化や木材産業の体質強化を推進するとともに、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和５年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28 年法律第48 ）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めることとします。

４　その他必要な事項

更別地区にある保健保安林については、どんぐり公園に隣接しており公園利用者の利活用を推進するため、国庫補助事業等も活用し保健保安林の機能増進を図ります。

○　生活環境施設の整備計画

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 施設の種類 | 位　　置 | 規　　　　模 | 対図番号 | 備　考 |  |  |
|
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| 公園施設 | 更別地区 | 1.5km2 | １ |  |

Ⅲ　森林の保護に関する事項

第１　鳥獣害の防止に関する事項

１　鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

　　エゾシカによる森林の被害状況等に応じ、被害防止するため措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内におけるエゾシカ被害防止の方法について、次のとおり定めます。

　（１）　区域の設定

　　　　　「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知」に基づき、エゾシカによる森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ及び、エゾシカ被害マップデータ等に基づき、食害や剥皮等の被害がある森林又はそれら被害がある森林の周辺に位置し被害発生のおそれがあるなど、エゾシカによる被害を防止するための措置を実施すべき森林を林班単位で次表のとおり定めます。また、区域は必要に応じ、試験研究機関の論文等の文献、森林における各種調査、地域住民等からの情報その他、エゾシカによる森林被害又は生息情報により補正することとします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象鳥獣の種類 | 森林の区域 | 面積（ｈａ） |
| エゾシカ | ５林班、７林班、10林班、12林班、16林班から20林班 | 1,175.55ha |

（２）　鳥獣害の防止の方法

本村では、森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、特に人工植栽が予定されている森林を中心に鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整の上必要に応じ対策を講ずることとします。（関連計画：北海道エゾシカ管理計画、鳥獣被害防止計画）

特に、生息密度の高い地域においては巡回などにより被害状況等森林の状態を的確に把握し、被害が発生し、又はそのおそれのある森林については、森林組合や林業事業体等の関係機関と連携し、適切な鳥獣害対策を早期に行うよう努めることとします。

ア　捕獲

　　わな捕獲（くくりわな）、狙撃等の銃器による捕獲等を実施します。

２　その他必要な事項

　　鳥獣害防止森林区域においては、エゾシカの被害防止対策が適切に実施されているかどうかを現地調査や各種会議での情報交換、林業事業体や森林所有者等からの情報収集等を行うこと等により確認することとします。

また、食害の生じるおそれがある地域については、造林樹種の選定にあたりアカエゾマツ等の嗜好性の低い樹種の植栽を検討することとします。

第２　森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

１　森林病害虫等の駆除及び予防の方法

（１）　森林病害虫の駆除及び予防の方針及び方法

森林病害虫等の駆除及び予防については、被害の未然防止や早期発見に努め、当該病害虫等の種類や被害の程度に応じ、薬剤の散布、被害木等の伐倒・整理など適切な方法により防除を行うものとします。

特に、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害については、本村では確認されていませんが、渡島檜山森林計画区において確認され、拡大しています。今後急速に拡大した場合、ナラ類資源の保続に大きな影響を与えるおそれがあることから、被害木を早期発見するため、関係機関が連携して巡視活動を行うとともに、森林所有者や地域住民の協力が得られるよう普及啓発に努めることとします。

さらに、被害地の近隣での未然防止に努めるとともに、被害木が発見された場合には、被害発生地の状況を考慮した上で適切に処理を行うなど、関係機関が連携してナラ枯れ被害の拡大防止に努めることとします。

なお、森林病害虫等のまん延のために緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行うことがあります。

（２）　その他

森林病害虫等の被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などにあたっては、本村や北海道十勝総合振興局、森林組合、試験研究機関、森林所有者ほか関係者が連携し、被害の程度に応じた対応をすることとする。

２　鳥獣害対策の方法（鳥獣害防止森林区域以外）

（１）　エゾヤチネズミによる食害の発生を防ぐため、カラマツ植栽地においてはネズミの生息場所となる枝条のたい積を避けるとともに、可能な場合は耐そ性の高い樹種を植栽する等の対策を行います。また、ネズミの発生動向も踏まえ、必要に応じて殺そ剤の散布や防そ溝の設置等の対策を実施することとします。

（２）　鳥獣害防止森林区域外のエゾシカ及びその他の野生鳥獣による被害については、その早期発見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し、発生原因の究明及び防除技術の開発等を行い早期防除に努めることとします。

（３）　森林の保護にあたっては、森林組合、林業事業体等の関係機関及び地域住民との一層の協力のもとに、必要に応じて、野生鳥獣の生息環境となる針広混交の育成複層林や天然生林に誘導する等、野生鳥獣との共存に配慮した対策を適切に推進することとします。

３　林野火災の予防の方法

　　山火事による森林被害を未然に防止するため、森林の巡視活動やポスター等を利用した予防啓発

を行うこととします。

なお、森林の巡視は森林レクリエーションのための利用者が特に多い地域を重点的に行い、また、

春先の乾燥時期には巡視活動を強化し、山火事の発生防止に努めることとします。

４　森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

　　火入れに関しては、「更別村火入れに関する条例」その他関係法令に基づき行うこととします。

５　その他必要な事項

（１）　病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

該当なし

（２）　その他

　　　　　気象害については過去の被害事例を参考に保護樹帯を設けるなどし、被害の防止対策に努めることとします。

Ⅳ　森林の保健機能の増進に関する事項

　　該当なし

Ⅴ　その他森林の整備のために必要な事項

１　森林経営計画の作成に関する事項

　　　森林所有者等が森林経営計画を作成し計画に基づいた施業を行うことは、更別村森林整備計画の達成に寄与するものであることから、森林所有者等に対する制度の周知や計画の作成を支援することとします。

なお、森林経営計画の作成にあたっては、次の事項について適切に計画することとします。

（１）　Ⅱの第２の３の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

（２）　Ⅱの第４の公益的機能別施業森林の施業方法

（３）　Ⅱの第６の３の森林の施業または経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びⅡの第７の３の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

（４）　Ⅲの森林病害虫の駆除または予防その他森林の保護に関する事項

２　森林の整備を通じた地域振興に関する事項

　　該当なし

３　森林の総合利用の推進に関する事項

　　該当なし

４　住民参加による森林の整備に関する事項

森林整備に対しては、地域住民の要請として天然林の保護や広葉樹の植栽等がありますが、関心が高いとはいえない状況にあります。

北海道森林づくり条例の基本理念の一つである「道民、森林所有者、事業者及び道の適切な役割分担を通じた協働による森林づくり」を進めるためには、森林の持つ多面的機能の効用を享受している地域住民の森林整備に対する理解が不可欠です。

このことから、「木とふれあい、木に学び、木と生きる」を基本とする「木育」の取組みを推進し、地域林業の指導的立場にある森林室と連携をとりながら植樹祭や育林祭等、住民参加型森林整備事業を実施します。

５　その他必要な事項

（１）　特定保安林の整備に関する事項

　　　　　特定保安林は、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林です。その整備にあたっては、間伐等の必要な施業を積極的かつ計画的に推進し、当該目的に即した機能の確保を　図ることとします。

特に造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要がある森林については「要整備森林」とし、森林の現況等に応じて必要な施業の方法及び時期を明らかにした上で、その実施の確保を図ることとします。

なお、要整備森林は地域森林計画において指定されます。

（２）　法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法

制限林については、該当する法令に基づいて施業を行い、制限林が重複して指定されている場合は、制限の強い方の施業方法に基づいて行うこととします。

ア　保安林及び保安施設地区の区域内の森林

保安林及び保安施設地区の区域内の森林の施業は、森林法により定められた指定施業要件に基づき行うこととし、立木の伐採等を行う場合は許可または届出が必要となります。なお、指定施業要件は個々の保安林ごとに定められていますが、一般的な留意事項は次のとおりです。

（ア）　主伐の方法

　ａ　伐採できる立木は、更別村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとします。

　　　　ｂ　伐採方法は、次の３区分とします。

　　　　　（ａ）伐採方法の指定なし(皆伐を含む)

　　　　　（ｂ）択伐（伐採区域内の立木を均等な割合で伐採するもの）

　　　　　（ｃ）禁伐（全ての立木の伐採を禁止するもの）

（イ）　伐採の限度

　ａ　皆伐面積の限度は、森林法施行令第４条の２第３項の規定に基づき公表される面積の範囲内とします。

ｂ　一箇所あたりの皆伐面積の限度は、次のとおり指定施業要件に定められています。

　　　　　（ａ）　水源養保安林（ただし、急傾斜地の森林及び保安施設事業の施行地等の森林その他森林施業上これと同一の取扱いをすることが適当と認められる森林に限る）については、２０haを越えないこととします。

（ｂ）　土砂流出防備、飛砂防備、干害防備及び保健の各保安林については、１０ha以下とします。

（ｃ）　その他の保安林であって、当該森林の地形、気象、土壌等の状況を勘案し、特に保安機能の維持または強化を図る必要があるものについては２０haを越えないこととします。

ｃ　防風、防霧保安林については、標準伐期齢以上である部分を幅２０m以上にわたり帯状に残存させなければなりません。

　ｄ　択伐の限度は、当該森林の立木材積に択伐率を乗じて得られる材積を超えないこととします。

　　　　ｅ　初回の択伐率は、指定施業要件に定められている率とします。また、２回目以降の択伐率は、伐採しようとする当該森林の立木の材積から前回の択伐直後の当該森林の立木の材積を減じて得た材積を伐採しようとする当該森林の材積で除して算出し、この率が１０分の３を超えるときは１０分の３（指定施業要件で定められた条件を満たす場合には１０分の４）とします。

（ウ）　特例

　　　　ａ　伐期齢の特例の認められている保安林は、標準伐期齢に達していなくても伐採することができます。

　　　　ｂ　伐採方法についての特例は、択伐と定められている森林にあっては伐採指定なし、同じく禁伐と定められている森林については択伐とします。

　　　　ｃ　特例の有効期限は、当該特例の指定日から１０年以内とします。

（エ）　間伐の方法及び限度

　　　　ａ　間伐をすることができる箇所は原則として樹冠疎密度が１０分の８以上の箇所とします。

　　　　ｂ　間伐の限度は、当該森林の立木材積の１００分の３５を超えない範囲で、指定施業要件に定められた率とします。

（オ）　植栽の方法及び期間

　　　　ａ　伐採跡地への植栽は、当該箇所に指定施業要件として定められた樹種及び本数を均等に分布するように行わなければなりません。

　　　　ｂ　植栽は、伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算して２年以内に行わなければなりません。

　　イ　自然公園特別地域内における森林

　　　　自然公園特別地域内における森林の施業方法の決定は表１により行います。

　　　　なお、立木の伐採等を行う場合は、国立公園及び国定公園にあっては自然公園法の規定による許可が、道立自然公園にあっては北海道立自然公園条例の規定による許可が必要です。

【表１　特別地域内における制限】

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 制限内容 |
| 特別保護地区 | 特別保護地区内の森林は、禁伐とします。 |
| 第１種特別地域 | （１）　第１種特別地域内の森林は、禁伐とします。　　　　　　　ただし、風致の維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができます。（２）　単木択伐法は、次の規定により行います。　①　伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に１０年以上を加えて決定します。　②　択伐率は蓄積の１０％以内とします。 |
| 第２種特別地域 | （１）　第２種特別地域内の森林は、択伐法とします。　　　　ただし、風致の維持に支障のない場合に限り皆伐法によることができます。（２）　道路などの公園事業に係る施設、集団施設地区の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く）は、原則として単木択伐法によるものとします。（３）　伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とします。（４）　択伐率は、用材林においては蓄積の３０％以内とし、薪炭林においては６０％以内とします。（５）　特に指定した風致林については、保育及び保護に努めることとします。（６）　皆伐法による場合その伐区は、次のとおりとします。　①　一伐区の面積は、２ha以内とします。　　　ただし、疎密度３より多くの保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点が望見されない場合、伐区の面積を拡大することができます。②　伐区は、更新後５年以上を経過しなければ連続して設定することはできません。この場合においても、伐区は努めて分散しなければなりません。 |
| 第３種特別地域 | 第３種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を行うこととし、特に施業の制限は受けないこととします。 |

ウ　その他の制限林

　　　　その他の制限林における伐採の方法は、表２のとおりとします。

【表２　その他の制限林における伐採方法】

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 制限内容 |
| その他制限林 | （１）　原則択伐とし、伐採率は蓄積の３０％以内とします。（２）　鳥獣保護区特別保護地区内においては、鳥獣の生息、繁殖または安全に支障があると認められるものについては択伐（その程度が著しいと認められるものについては禁伐）とします。（３）　砂防指定地内においては、治水砂防上影響を及ぼさないよう、原則択伐とし、皆伐を行う場合は伐採面積が１ha未満とします。（４）　史跡、名勝または天然記念物に指定されている区域（伝統的建造物群保存地区を除く）においては、原則禁伐とします。 |

（３）　森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

　　　　地域の特性に応じた具体的な施業の方法に関して、森林組合等の林業事業体、北海道指導林家

や青年林業士など関係者の合意形成を図り、適切な方法による間伐等の森林整備が進むよう、北海道等の指導機関と連携した普及啓発を進めることとします。





別表２　森林施業の方法を特定すべき森林

【一般民有林】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 施業の方法 | 森林の区域 | 面積（ha） | 森林経営計画における主な実施基準（参考）（注１）　 |
| 林班 | 小班 |
| 水源の養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 伐期の延長を推進すべき森林 | 該当なし | 主伐林齢：標準伐期齢＋10年以上皆伐面積：20ha以下 |
| 伐採面積の規模の縮小を行うべき森林（注２） | 該当なし | 主伐林齢：標準伐期齢＋10年以上皆伐面積：10ha以下 |
| 森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能または保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 伐期の延長を推進すべき森林 | 別表１の１農村環境保全林（更別村独自ゾーン）のとおり | 主伐林齢：標準伐期齢＋5年以上皆伐面積：20ha以下 |
| 長伐期施業を推進すべき森林（注３） |  | 該当なし | 主伐林齢：注３の表による皆伐面積：20ha以下 |
| 択伐による施業を推進すべき森林 | 別表１の１保健・文化機能等維持林のとおり | 主伐林齢：注３の表による伐採率：30％以下又は40％以下その他：標準伐期齢時の立木材積の7/10以上を維持する |
| 複層林施業を推進すべき森林 | 複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く） | 該当なし | 主伐林齢：標準伐期齢以上伐採率：70％以下その他：標準伐期齢時の立木材積の1/2以上を維持する |
| 択伐による複層林施業を推進すべき森林 | 該当なし | 主伐林齢：標準伐期齢以上伐採率：30％以下又は40％以下その他：標準伐期齢時の立木材積の7/10以上を維持する |
| 特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林 | 該当なし | 特定広葉樹について、標準伐期齢時の立木材積を維持する |

【道有林】

　　該当なし

（注１）　森林経営計画を作成して施業を行う場合、本表の区分毎の具体的な施業方法については注２、

注３に定める方法のほか、農林水産省令（森林法施行規則）で定められる実施基準に適合した方法とする必要があります。

（注２）　「伐採面積の規模の縮小を行うべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、皆伐の１

伐区あたりの伐採面積は１０ha以下とする必要があります。

（注３）　「長伐期施業を推進すべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、主伐可能な林齢を

次のとおりとする必要があります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 樹種 | 主伐可能な林齢 |
| 人工林 | エゾマツ・アカエゾマツ | 96年以上 |
| トドマツ | 64年以上 |
| カラマツ（グイマツとの交配種を含む） | 48年以上 |
| その他針葉樹 | 64年以上 |
| カンバ・ドロノキ・ハンノキ（天然林を含む） | 48年以上 |
| その他広葉樹 | 64年以上 |
| 天然林 | 主として天然下種によって生立する針葉樹 | 96年以上 |
| 主として天然下種によって生立する広葉樹 | 128年以上 |

（注４）更別村独自ゾーニングの「伐期の延長を推進すべき森林」では、防風保安林の適切な管理、更新を図るため主伐林齢を標準伐期齢＋５年と定める。



